

小平交通安全情報

令和6年7月
小平署

自転車も車両、交通事故の**加害者**にもなります！

自転車で交通事故を起こした場合
民事上の責任（損害賠償）が発生します！

損害賠償とは、人にけがをさせたり、死亡させたり、物を壊した場合の**金銭**
上の責任

※損害賠償の例

高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行
中看護師と衝突し、看護師に重大な障害が残った。

⇒**高校生本人に5000万円の賠償命令！**

たった一度の交通事故で**あなたも、あなたの家族も**、一生被害
自転車歩行者にぶつかる程度なら大きな事故になんて
ならないだろう。」と考えていませんか？過去には自転車
との衝突により**歩行者が亡くなる死亡事故**も発生しています。

自転車は手軽な乗り物ですが車両です。一人一人の自転車
利用者が交通ルールとマナーを守って安全利用を心掛けて

自転車の対人賠償保険に入っていますか？

東京都では条例で、自転車利用中の事故により他人にケガを
させてしまった場合などの損害を賠償できる**保険等への加入**
を義務化しています！

※東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！



TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>

